

配布資料一覧

- ・ 配席図（当日配布）
- ・ 委員名簿
- ・ 次第
- ・ 資料1 令和6年度 事業報告及び決算について 1 ページ
- ・ 資料2 令和7年度 事業計画及び予算（案）について 7 ページ
- ・ 資料3 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について 8 ページ
- ・ 資料4 自家用有償旅客運送の登録更新について 15 ページ
- ・ 資料5 大仙市住民共助交通支援事業について 19 ページ
- ・ 資料6 乗合タクシーの路線再編に向けた取組（案）について .. 22 ページ

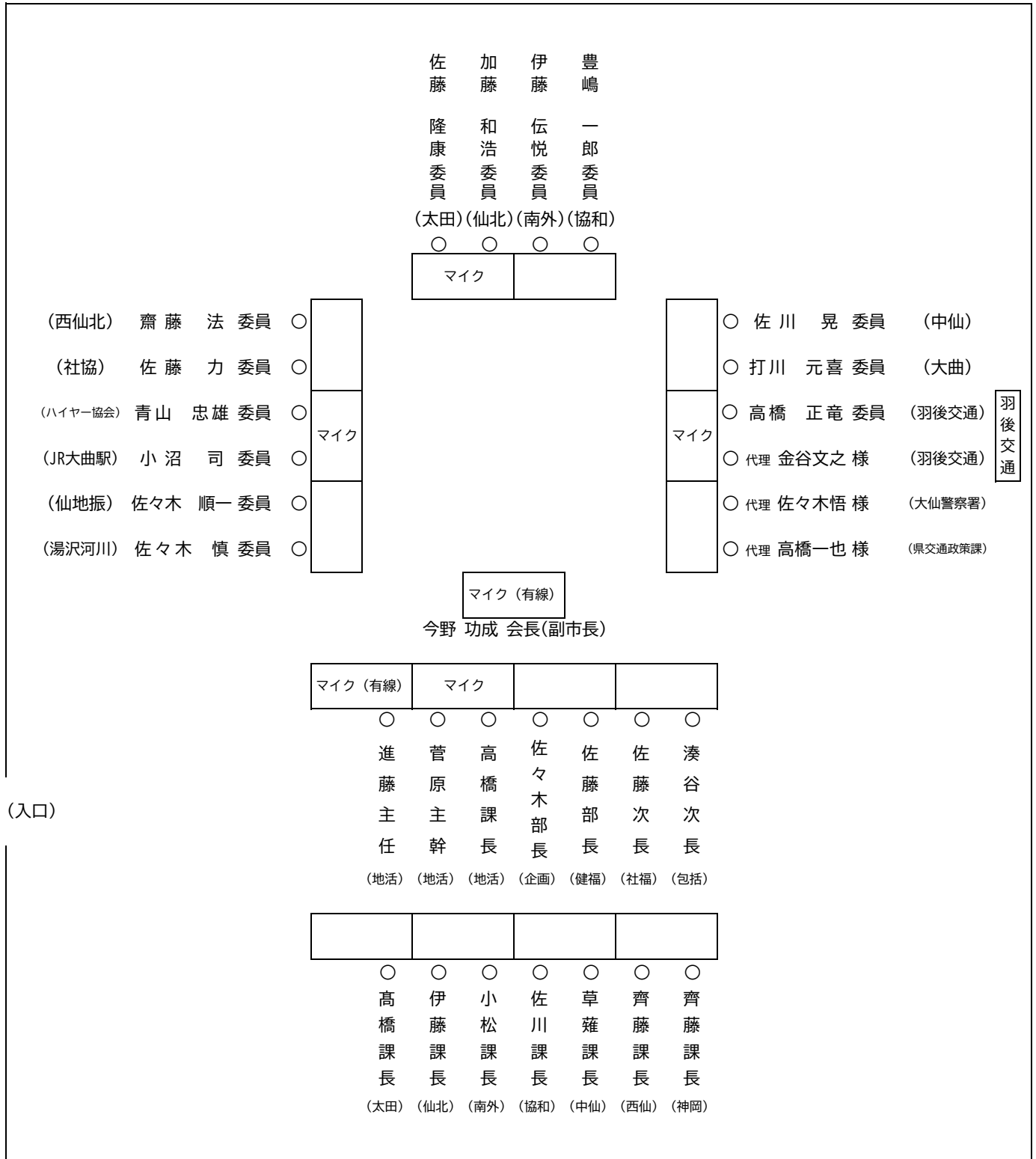
第53回大仙市地域公共交通活性化再生協議会
(兼第56回大仙市地域公共交通会議)

配席図

日時：令和7年6月26日(木)

午前10時00分

場所：大仙市役所大曲庁舎3階大会議室



令和7年度 大仙市地域公共交通活性化再生協議会 名簿

○構成員

団体名	所属名	職名	氏名	備考
東北運輸局秋田運輸支局	総務・企画担当	首席運輸企画専門官	平 太 志	人事異動により変更
東北地方整備局湯沢河川国道事務所	調査課	課長	佐々木 慎	
秋田県観光文化スポーツ部	交通政策課	地域交通対策監	山 平 路 春	人事異動により変更
秋田県仙北地域振興局	建設部	次長	佐々木 順一	人事異動により変更
秋田県警大仙警察署	交通課	課長	佐々木 宏樹	
東日本旅客鉄道株式会社	大曲駅	駅長	小 沼 司	
羽後交通株式会社		取締役社長	齋 藤 善 一	
秋田県ハイヤー協会	大曲仙北支部	支部長	青 山 忠 雄	監査委員
秋田県交通運輸産業労働組合協議会	羽後交通労働組合	書記長	高 橋 正 竜	
社会福祉法人大仙市社会福祉協議会		会長	佐 藤 力	副会長
利用者代表及び住民代表	大曲地域協議会	委員	打 川 元 喜	
利用者代表及び住民代表	神岡地域協議会	委員	鈴 木 美 保	
利用者代表及び住民代表	西仙北地域協議会	委員	齋 藤 法	
利用者代表及び住民代表	中仙地域協議会	副会長	佐 川 晃	
利用者代表及び住民代表	協和地域協議会	委員	豊 嶋 一 郎	
利用者代表及び住民代表	南外地域協議会	委員	伊 藤 伝 悦	
利用者代表及び住民代表	仙北地域協議会	委員	加 藤 和 浩	監査委員
利用者代表及び住民代表	太田地域協議会	副会長	佐 藤 隆 康	
大仙市		副市長	今 野 功 成	会長

○事務局

団体名	所属名	職名	氏名	備考
大仙市	企画部	部長	佐々木 英樹	
	健康福祉部	部長	佐 藤 和 博	
	健康福祉部社会福祉課	次長兼課長	佐 藤 直 文	
	健康福祉部高齢者包括支援センター	次長兼所長	湊 谷 修 二	
	神岡支所市民サービス課	課長	齊 藤 義 則	
	西仙北支所市民サービス課	課長	齊 藤 良 子	
	中仙支所市民サービス課	課長	草 薙 琢 哉	
	協和支所市民サービス課	課長	佐 川 亜 希 子	
	南外支所市民サービス課	課長	小 松 亮	
	仙北支所市民サービス課	課長	伊 藤 優 子	
	太田支所市民サービス課	課長	高 橋 正 人	
	企画部地域活動応援課	課長	高 橋 靖 弘	
		主幹	菅 原 廣 也	
		主任	進 藤 尚 人	

第53回大仙市地域公共交通活性化再生協議会
(兼第56回大仙市地域公共交通会議)

日時 令和7年6月26日(木) 午前10時
場所 大仙市役所大曲庁舎3階 大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議

- (1) 令和6年度 事業報告及び決算について
- (2) 令和7年度 事業計画及び予算(案)について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について
- (4) 自家用有償旅客運送の登録更新について
- (5) 大仙市住民共助交通支援事業について
 - ①制度概要について
 - ②令和7年度支援団体について

4 その他

- (1) 乗合タクシーの路線再編に向けた取組(案)について

5 閉会

令和 6 年度大仙市地域公共交通活性化再生協議会事業報告及び決算

本協議会は、「大仙市地域公共交通計画マスタープラン」（第 4 期交通計画）に基づき、本格的な少子高齢社会の進展の中で、市内の各地域における公共交通を取り巻くニーズや環境の変化に的確に対応した地域公共交通システムの運行を実施するとともに、その検証や改善、路線バスの廃止協議及び代替交通の検討などを行うものである。

◎協議会開催日及び協議内容

●第 5 1 回協議会 令和 6 年 6 月 2 5 日開催

報告（１）第 4 期大仙市地域公共交通計画の一部修正について

協議（１）令和 5 年度 事業報告及び決算について

（２）令和 6 年度 事業計画及び予算（案）について

（３）地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

（４）仙北タクシー神宮寺営業所の最低車両数の変更について

その他（１）第 5 期大仙市地域公共交通計画策定スケジュール（案）について

●文書協議 令和 6 年 8 月 2 7 日

協議（１）大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会の設置について

●文書協議 令和 6 年 9 月 6 日

協議（１）大仙市バスの日の実施について

●文書協議 令和 6 年 1 2 月 2 5 日

協議（１）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

●第 5 2 回協議会 令和 7 年 3 月 1 7 日開催

報告（１）文書協議結果の報告について

①大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会の設置について

②大仙市バスの日の実施について

③地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

協議（１）第 5 期交通計画に係る各種調査の実施状況について

その他（１）路線バスの上限運賃変更認可申請等について

◎交通システムの実績報告

1. コミュニティバス

【実施地域】大曲、神岡、西仙北、協和、南外、仙北、太田地域

【実施内容】廃止となった路線バス（長信田線、杉山田線、南外線）を平成 27 年から市営化している。

【利用実績】34,100 人（前年度比 90 人増）

【市負担額】56,091,843 円（前年度比 715,222 円増）

2. 循環バス

【実施地域】大曲地域

【実施内容】中心市街地活性化を目的として駅や商店街、公共施設などを循環するバスを運行しており、令和 2 年には大曲駅東口にルートを延伸している。

【利用実績】15,381 人（前年度比 60 人増）

【市負担額】13,162,121 円（前年度比 377,012 円増）

3. 乗合タクシー

【実施地域】市内全地域（神岡、西仙北、南外地域はドアツードア型）

【実施内容】利用者の予約に基づき、定められた停留所から地域拠点の間を運行するタクシーで、予約が重なれば他の乗客と乗り合いでの利用となる。ドアツードア型では自宅付近で乗降可能。

【利用実績】12,139 人（前年度比 879 人増）

【市負担額】22,635,100 円（前年度比 4,101,900 円増）

4. 市民バス（自家用有償旅客運送）

【実施地域】西仙北、南外地域

【実施内容】市の公用車を用いて、各集落と地域拠点の間を運行する予約制のバスを曜日ごとに運行している。

【利用実績】805 人（前年度比 27 人増）

【運行経費】2,446,560 円（前年度比 733,214 円増）

5. 中仙乗合自動車

【実施地域】 中仙地域

【実施内容】 地元タクシー会社が廃止バス路線等の代替交通として独自に運行している。市は運行経費の内、利用者負担の 300 円を差し引いた金額を補助している。

【利用実績】 3,211 人（前年度比 77 人減）

【市補助額】 2,247,700 円（前年度比 53,900 円減）

6. 生活バス兼スクールバス（教育委員会所管）

【実施地域】 協和地域（船岡線、淀川線、峰吉川線、稲沢線）

【実施内容】 平成 20 年度の協和地域の小学校統合にあわせ、路線バスの運行便数を増やし、小中学生の登下校と地域住民の移動手段を確保している。

【利用実績】 37,262 人（前年度比 6,022 人減）

【市補助額】 83,411,357 円（前年度比 3,453,416 円減）

7. 生活バス路線補助金

【対象路線】 横手大曲線、角館六郷線、川西線、大曲角館線、千屋線、稲沢線

【実施内容】 生活バス路線の運行にかかる経費の赤字補填として、バス事業者に対して交付する補助金。

【市補助額】 37,368,000 円（前年度比 856,000 円増）

8. 交通助成券「のりのりきっぷ」交付事業

【実施内容】 75 歳以上の高齢者及び運転免許証返納者のうち、希望する方に対し、バス・タクシーで利用可能な助成券を交付。交付額は年間 5,000 円。

【申請者数】 75 歳以上 7,321 人（前年度比 53 人減）

免許返納者 632 人（前年度比 66 人減）

【市補助額】 25,666,000 円（前年度比 1,243,300 円減）

●市が負担する運行経費

A. 運行経費合計 (1～7の合計額)	B. 県補助金	C. その他収入	市が負担する 運行経費(A-B-C)
217,362,681 円	23,551,000 円	210,172 円	193,601,509 円
R5 214,086,649 円	19,900,000 円	208,160 円	193,978,489 円

【B. 県補助金 内訳】

(県) 生活バス路線維持費等補助金 4,094,000 円 (前年度 3,365,000 円)

(県) コミュニティ交通運行費等補助金 9,363,000 円 (前年度 9,750,000 円)

(県) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 10,094,000 円 (前年度 6,785,000 円)

【C. その他収入 内訳】

市民バス運賃収入 99,800 円 (前年度 106,600 円)

循環バス、コミュニティバス車内アナウンス広告料 110,372 円 (前年度 101,560 円)

【参考】※事業者へ国や県から直接交付される補助金

(国) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 11,618,000 円 (前年度 11,318,000 円)

(国) 地域間幹線系統確保維持費補助金 1,557,162 円 (前年度 1,705,495 円)

(県) 地方バス路線維持費等補助金 1,557,162 円 (前年度 1,705,495 円)

令和6年度 大仙市地域公共交通活性化再生協議会 収支決算

収入総額	189,049円
支出総額	120,160円
差引額	68,889円

※残額 68,889円 については、令和7年度に繰り越します。

収入の部

(単位：円)

	款	項	目	R6予算額	R6決算額	増減	説明
負担金	1	1	1	129,000	129,000	0	大仙市からの負担金
繰越金	3	1	1	60,005	60,005	0	令和5年度繰越金
諸収入	4	1	1	995	44	△ 951	利息
合 計				190,000	189,049	△ 951	

支出の部

	款	項	目	R6予算額	R6決算額	増減	説明
運営費	1			189,000	120,160	△ 68,840	
会議費		1	1	99,000	51,000	△ 48,000	委員報酬（協議会2回開催）
事務費		2	1	90,000	69,160	△ 20,840	会議資料等郵便料、乗合タクシーアンケート調査はがき代、切手代
事業費	2	1	1	0	0	0	
予備費	3	1	1	1,000	0	△ 1,000	
合 計				190,000	120,160	△ 69,840	

令和6年度監査報告

本協議会設置要綱第4条第5項の規定により、令和6年度大仙市地域公共交通活性化再生協議会の収支決算書ならびに関係伝票、預金通帳により、下記のとおり監査したので報告します。

記

1. 監査の対象

- ・ 令和6年度大仙市地域公共交通活性化再生協議会収支決算書
- ・ 関係伝票
- ・ 預金通帳

2. 監査日

- ・ 令和7年6月12日

3. 監査結果

収支決算書、関係伝票及び預金通帳を監査した結果、決算は正確であり、内容も正当なものと認定しました。

令和7年6月26日

監査委員

青山忠雄



監査委員

加藤和浩



令和 7 年度 大仙市地域公共交通活性化再生協議会 事業計画及び予算（案）

◎事業計画（案）

- 【内 容】 ○第 4 期交通計画に基づく事業の実施
 ○既存交通システムの検証及び改善
 ○大仙市バスの日の実施
 ○第 5 期交通計画の策定（一部業者委託）

- 【日 程】 ○第 1 回（6 月）
 ・ 令和 6 年度 事業報告及び決算
 ・ 令和 7 年度 事業計画及び予算（案）
 ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について
 ・ 自家用有償旅客運送の登録更新について 等
 ○第 2 回（9 月）
 ・ 第 4 期交通計画事業の評価・検証
 ・ 第 5 期交通計画骨子案について
 ○第 3 回（12 月）
 ・ 第 5 期交通計画素案について
 ○第 4 回（3 月）
 ・ 第 5 期交通計画について 等

◎予算（案）

収入総額	904,000 円
支出総額	904,000 円
差 引 額	0 円

収入の部

（単位：円）

	款	項	目	R7予算額	説明
負担金	1	1	1	129,000	大仙市からの負担金
補助金	2	1	1	706,000	【国補助】地域公共交通調査等事業補助金 （第5期交通計画策定支援業務委託）
繰越金	3	1	1	68,889	R6繰越金
諸収入	4	1	1	111	雑入
合 計				904,000	

支出の部

	款	項	目	R7予算額	説明
運営費	1			188,000	
会議費		1	1	132,000	委員報酬 @3,000円×11人×4回
事務費		2	1	56,000	郵送料(書類等送付) @110円×80通 23,200 @180円×80通 消耗品費等 32,800
事業費	2	1	1	706,000	大仙市歳入へ（計画策定国補助該当分）
予備費	3	1	1	10,000	
合 計				904,000	

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

(名称) 大仙市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大仙市は、秋田県の県南内陸部に位置し、広大な仙北平野を擁した田園都市である。古くから県南地域の交通の要衝であり、現在では秋田新幹線や秋田自動車道等の高速交通機関を利用することによって、首都圏からの1日行動圏に入っており、多彩な交流が可能な立地にある。

市内の公共交通は、新幹線を含む鉄道3路線、路線バス10路線、大仙市循環バス2路線、大仙市コミュニティバス3路線、タクシー会社7社による乗合タクシー等で構成されているが、過疎化が進行している本市においては、旧市町村ごとに居住者が分散していることや市域面積が866.79km²と広大であることから、日常生活における移動手段は自家用車が主流となっており、公共交通の利用者は減少傾向となっている。

市では、令和3年3月に「大仙市地域公共交通計画マスタープラン」(第4期交通計画)を策定し、市民の「利用しやすさ」「暮らしやすさ」を軸とした公共交通ネットワークの構築を目指し、これまでの公共交通を活かしながらも可能な改善を行うことと新たな取り組みを加えることで、人口減少の中でも交通網と利用者数を維持し、市民が利用しやすいと感じられる公共交通の整備を行うこととしている。

今回、地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)の対象とした路線(以下、「対象路線」という。)は、大仙市循環バスつつどんルート及びはなちゃんルート、大仙市コミュニティバス長信田線、乗合タクシー杉沢中仙線、乗合タクシー藤木角間川線の5路線である。

大仙市循環バスは、各バス路線の起終点である大曲バスターミナルを発着点とした循環型のバスである。平成26年5月に順回り便であるつつどんルートに、逆回り便であるはなちゃんルートを追加し、令和2年10月には大曲東口地区へ両ルートを延伸することで、中心市街地の活性化に寄与している重要な路線である。

大仙市コミュニティバス長信田線は、平成27年度に路線バス長信田線を市営化することで運行を開始している。平成29年度にはルートの延伸を行っており、利便性が向上している路線となっている。

乗合タクシー杉沢中仙線は、公共交通空白地域を解消するために、平成27年10月から運行しており、路線バス大曲角館線やJR田沢湖線への接続を可能としている路線である。

乗合タクシー藤木角間川線は、路線バス角間川線の廃止に併せ、藤木線のルートを延伸することで、令和5年10月から運行を開始しており、これまでバス路線を利用していた角間川地域住民の新たな移動手段として重要な役割を果たしている。

以上のことから、対象路線は、本市にとって欠くことができない重要な路線として市民生活を支えており、地域公共交通確保維持事業を活用し、これを確保・維持することは、大仙市が目指す市民の「利用しやすさ」「暮らしやすさ」を軸とした公共交通ネットワークの構築に必要不可欠となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

大仙市の実態に即した将来にわたり持続可能な公共交通を目指す。また、支線（循環バス・乗合タクシー・コミュニティバス）と幹線（路線バス等）との相互連携により、より効率的な公共交通ネットワークの構築を実現する。

【年間利用者数】

（単位：人）

	現状（実績） （令和6年）	目標値 （令和8年）
大仙市乗合タクシー 藤木角間川線	3,128 (R6.4～R7.3)	3,128
大仙市乗合タクシー 杉沢中仙線	155 (R6.4～R7.3)	155
大仙市コミュニティバス 長信田線	9,882 (R6.4～R7.3)	9,882
大仙市循環バス つつどんルート	7,495 (R6.4～R7.3)	7,495
大仙市循環バス はなちゃんルート	7,886 (R6.4～R7.3)	7,886

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することで、以下の効果が期待できる。

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 既存公共交通との連携による効率的な運行体系の実現
- ・ 外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
- ・ 病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上
- ・ 地域拠点から中核拠点（中心市街地）へのアクセス向上による生活環境の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（コミュニティバス長信田線）。

1次評価では、乗り込み調査の結果を受け、運行内容の見直しを検討していくとしているほか、2次評価では、さらなる需要掘り起こしを含む利用促進利便性向上に向けた取組をするよう助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

- ・ コミュニティバス運行内容の見直し（大仙市・事業者・地域住民）
 - ・ 循環バス運行内容の見直し（大仙市・事業者・地域住民）
 - ・ 乗合タクシー運行内容の見直し（大仙市・事業者・地域住民）
 - ・ 利用料金のキャッシュレス化の検討（大仙市・事業者）
 - ・ 市内で開催される各種イベントと連携して利用につながる取り組みを行う（大仙市・事業者）
- （大仙市地域公共交通計画マスタープラン P53、P55、P56、P57、P64、P65 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 大仙市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・事業の実績に基づく利用者数の把握。 ・事業の実績に基づく収支率。 ・市民による市政評価。 ・交通事業者との意見交換。 ・地域住民や利用者へのアンケート調査。 (大仙市地域公共交通計画マスタープラン P 6 6 参照)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成28年 4月 1日 乗合タクシー「藤木線、杉沢中仙線」本格運行の開始 ・平成28年 4月 1日 「大仙市コミュニティバス長信田線」本格運行の開始 ・平成28年 6月24日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・平成28年12月19日 「大仙市コミュニティバス長信田線」経路変更の承認 ・平成29年 3月21日 大仙市生活交通確保維持改善計画の変更を承認 ・平成29年 5月23日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・平成29年 7月31日 大仙市生活交通確保維持改善計画の追加事項について書面協議により承認 ・平成30年 5月25日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・令和 元年 6月26日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・令和 2年 6月 5日 「大仙市循環バス」及び「大仙市コミュニティバス杉山田線」経路変更について書面協議により承認 ・令和 2年 6月25日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・令和 3年 3月23日 大仙市地域公共交通計画マスタープラン（第4期交通計画）の承認 ・令和 3年 6月25日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・令和 4年 6月28日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・令和 5年 3月22日 路線バス角間川線廃止協議 ・令和 5年 6月28日 大仙市生活交通確保維持改善計画の承認 ・令和 6年 6月25日 乗合タクシー「藤木角間川線」の運行 ・令和 6年 6月25日 地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請の承認	

19. 利用者等の意見の反映状況
・大仙市地域公共交通活性化再生協議会への住民参加 ・秋田大学による平成23年度循環バスアンケート調査研究事業による住民意見の反映 ・平成24年路線バス沿線住民アンケート調査結果 ・平成25年度地域公共交通空白地域対象アンケートによる住民意見の反映 ・平成26年度路線バス乗込み調査アンケートによる住民意見の反映 ・平成26年度循環バス乗込み調査アンケートによる住民意見の反映 ・平成30年度地域公共交通に関するアンケート調査（広報紙を活用したアンケート） ・平成30年度大仙市各地域協議会との意見交換及び意見書の提出 ・平成30年度乗合タクシー利用者アンケート ・令和2年度コミュニティバス乗り込み調査 ・令和3年度乗合タクシー対象地域自治会長アンケート ・令和4年度路線バス角間川線乗り込み調査 ・令和6年度大仙市各地域協議会からの意見交換及び意見書の提出 ・令和6年度コミュニティバス乗り込み調査 ・令和6年度乗合タクシー利用者アンケート
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
(2) 交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

(所 属) 大仙市地域公共交通活性化再生協議会
(大仙市企画部地域活動応援課)

(氏 名) 進藤 尚人

(電 話) 0187-63-1111 (内線 227)

(e-mail) chikatu@city.daisen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大仙市	合資会社おやしきタクシー	(1) 乗合タクシー藤木角間川線		角間川・ 藤木・大 曲地区		往 km 復 km	242日	1,751回			区域	①、②(1)	大曲バスターミナル及び 追分バス停で地域間 幹線系統横手大曲線 と接続する	③
	中仙タクシー合資会社	(2) 乗合タクシー杉沢中仙線		西仙北・ 中仙地 区		往 km 復 km	242日	125回			区域	②(1)	羽後長野駅でJR田 沢湖線と接続する	③
	羽後交通株式会社	(3) コミュニティバス長信田線	大曲バ スターミ ナル	横沢車 庫前	奥羽 山荘	往 27.4km 復 27.5km	365日	1,803回			路線定期	①、②(1)	大曲バスターミナルで地 域間幹線系統横手大 曲線と接続する	③
	羽後交通株式会社	(4) 循環バスつつどんルート	大曲バ スターミ ナル	大仙市 役所	大曲バ スターミ ナル	往 13.4km 復 循環	364日	1,820回			路線定期	①、②(1)	大曲バスターミナルで地 域間幹線系統横手大 曲線と接続する	③
	羽後交通株式会社	(5) 循環バスはなちゃんルート	大曲バ スターミ ナル	大仙市 役所	大曲バ スターミ ナル	往 13.2km 復 循環	364日	1,820回			路線定期	①、②(1)	大曲バスターミナルで地 域間幹線系統横手大 曲線と接続する	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大仙市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	60,862
交通不便地域等	77,657

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
77,657	全域	過疎法2条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大仙市地域公共交通計画マスタープラン	令和3年3月29日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

自家用有償旅客運送の登録更新について

令和7年6月

1. 経緯

市では、民間の交通事業者による運行が困難な西仙北地域および南外地域の一部地域において、市自らが有償運送の登録を行い、市民バスを運行している。

市民バスは、これらの地域における市民の重要な移動手段として、今後も運行を継続していく必要があるが、令和7年8月11日が当該運行にかかる登録の有効期限となっていることから、引き続き運行が可能となるよう登録更新の手続きを行うもの。

2. 内容

○運行内容について

・・・大仙市市町村有償運送事業計画（16 ページ参照）

○運行区域図

・・・西仙北地域公共交通路線図（17 ページ参照）

・・・南外地域市民バス路線図（18 ページ参照）

3. 今後のスケジュール（案）

7月 市による秋田運輸支局へ届出手続き

大仙市市町村有償運送事業計画（西仙北・南外地域）

（事業の趣旨）

第1 本事業は西仙北、南外地域の日常生活に必要な最低限の交通手段を確保するため、有料の乗合バスを運行するものである。

当該交通システムは、市、運行事業者、利用者の三者による支え合いの観点から適切な受益者負担を求め、地域事情に配慮した運行を行うこととする。

また、本事業は一般旅客自動車運送事業の取扱いにより運行する市町村有償運送とする。

（運行路線）

第2 運行は以下の2地域7路線とし、路線図等を別添する。

- （1）西仙北地域 ①田屋・九升田線 ②猿井沢・皆別当線 ③上戸川・白坂線
- （2）南外地域 ①西ノ又線 ②荒又・釜坂線 ③十二ヶ沢・荒沢線 ④滝・中野線
- （3）乗降場所 乗降場所は別添路線図のとおりとし、フリー乗降区間を設ける。
- （4）運行区域 西仙北（大仙市刈和野地域、大仙市大沢郷地域）南外（大仙市南外外小友地域）
※予約制については予約のあった区間のみ運行を行うこととする。

（運行日、運行時刻及び回数）

第3 運行日、運行時刻及び回数は以下のとおりとする。

（1） 西仙北地域（予約制※）

①田屋・九升田線		②猿井沢・皆別当線		③上戸川・白坂線	
月、木曜		火、木曜		水、金曜	
行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り
9:00	13:08	9:00	13:08	9:00	13:08
	15:08		15:08		15:08

※事前に西仙北支所市民サービス課へ予約が必要

（2） 南外地域（予約制※）

①西ノ又線		②荒又・釜坂線		③十二ヶ沢・荒沢線		④滝・中野線	
月曜・金曜		木曜		火曜・水曜		月曜・火曜・水曜	
行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り
6:20	12:50	7:50	12:50	7:40	12:50	7:55	12:50
8:00	14:40		14:40		14:40		14:40
火曜・水曜・木曜		金曜				木曜	
行き	帰り	行き	帰り			行き	帰り
6:20	14:40	7:45	12:50			8:00	12:50
			14:40				14:40

※事前に南外支所市民サービス課へ予約が必要

（利用料金）

第4 1人1回（片道）200円とする。ただし、障がい者は半額とし、未就学児は無料とする。なお、市が発行する交通助成券を使用し、運賃を支払うことができる。

また、西仙北支所及び南外支所の市民サービス課において、回数利用券（12回分で料金2,000円）を販売する。

大仙市（西仙北地域）位置図

西仙北地域公共交通路線図

《停留所》⑨九升田(深浦幸雄宅前)
位置 九升田字九升田16地先
距離 2.5km

《停留所》⑧上野台(会館前)
位置 強首字上野台86-4地先
距離 2.1km

《停留所》⑦金山沢(会館前)
位置 金山沢字前田9地先
距離 1.1km

《停留所》⑥笹山(佐々木量店前)
位置 木原田字笹山69地先
距離 0.7km

《停留所》⑤江原田(旧会館前)
位置 木原田字江原田9地先
距離 0.8km

《停留所》④木売沢(自治会館前)
位置 木原田字中野36-3地先
距離 3.1km

《停留所》③正手沢(集会所前)
位置 正手沢字イカリ14地先
距離 4.2km

《停留所》②椒沢(佐藤弥一郎宅車庫前)
位置 大沢郷宿字椒沢222地先
距離 1.1km

《停留所》①田屋(鎌田清美宅前)
位置 大沢郷宿字下坂ノ下87-1地先
距離 始発

《停留所》⑩白坂(会館前)
位置 大沢郷寺字白坂90-3地先
距離 0.7km

《停留所》⑨寺村(佐藤建設前前)
位置 大沢郷寺字寺村前田面26地先
距離 0.9km

《停留所》⑧大場沢(会館前)
位置 大沢郷宿字小場沢8地先
距離 1.6km

《停留所》⑦戸屋沢(伊藤酒店前)
位置 大沢郷宿字市道沢31地先
距離 0.8km

《停留所》⑥八木山(会館前)
位置 大沢郷宿字脇ノ田51-1地先
距離 1.5km

《停留所》⑤円行寺(会館前)
位置 円行寺字家ノ前61-2地先
距離 1.2km

《停留所》④坂繫(会館前)
位置 円行寺字坂繫7-3地先
距離 6.2km

【市民バス】
③上戸川・白坂線
距離28.1km
水・金曜日運行

《停留所》③布又(自治会館前)
位置 円行寺字南ヶ沢54-2地先
距離 2.2km

《停留所》①上戸川(会館前)
位置 円行寺字戸川31-1地先
距離 始発

《停留所》②立倉(齋藤茂二宅前)
位置 円行寺字跡ヶ台32地先
距離 1.1km

【市民バス】
②猿井沢・皆別当線
距離26.0km
火・木曜日運行

《停留所》⑥尊仏(神社前)
位置 大沢郷宿字尊仏49-1地先
距離 0.5km

《停留所》⑤秋通(会館前)
位置 大沢郷宿字狼沢2地先
距離 2.3km

《停留所》④滝ノ沢(佐藤敏夫宅前)
位置 大沢郷宿字棚ヶ平98-1地先
距離 1.8km

《停留所》③影左工門畑(佐藤清宅前)
位置 大沢郷寺字影左工門畑51-2地先
距離 1.2km

《停留所》②大場台(消防格納庫前)
位置 円行寺字大場台15-3地先
距離 1.5km

《停留所》①猿井沢(佐々木博治宅前)
位置 円行寺字猿井沢13地先
距離 始発

《停留所》⑮⑯西仙北めぐ森温泉ユメリア
位置 刈和野字山北ノ沢5-4地先
距離 2.6km

《停留所》⑭⑮藤本医院前
位置 刈和野字北ノ沢107-2地先
距離 1.2km

《停留所》⑫⑬高齢者ふれあいセンター前
位置 刈和野字本町5地先
距離 1.0km

《停留所》⑬⑭刈和野駅前
位置 刈和野字愛宕下106-3地先
距離 0.8km

《停留所》⑪⑫大綱交流館前
位置 刈和野字愛宕下24-1地先
距離 0.5km

《停留所》⑩⑪にしせんぼく薬局前
位置 刈和野字清光院後38-2地先
距離 ①田屋・九升田線 6.3km
②猿井沢・皆別当線 4.6km
③上戸川・白坂線 6.5km

《停留所》⑩皆別当(会館前)
位置 大沢郷寺字皆別当53-2地先
距離 2.1km

《停留所》⑨下戸川(会館前)
位置 大沢郷寺字堤沢91-2地先
距離 2.3km

《停留所》⑧小戸川(会館前)
位置 大沢郷寺字小戸川家ノ前50-3地先
距離 3.3km

《停留所》⑦山辺沢(佐藤宅前)
位置 大沢郷寺字寺村山辺沢17地先
距離 1.0km

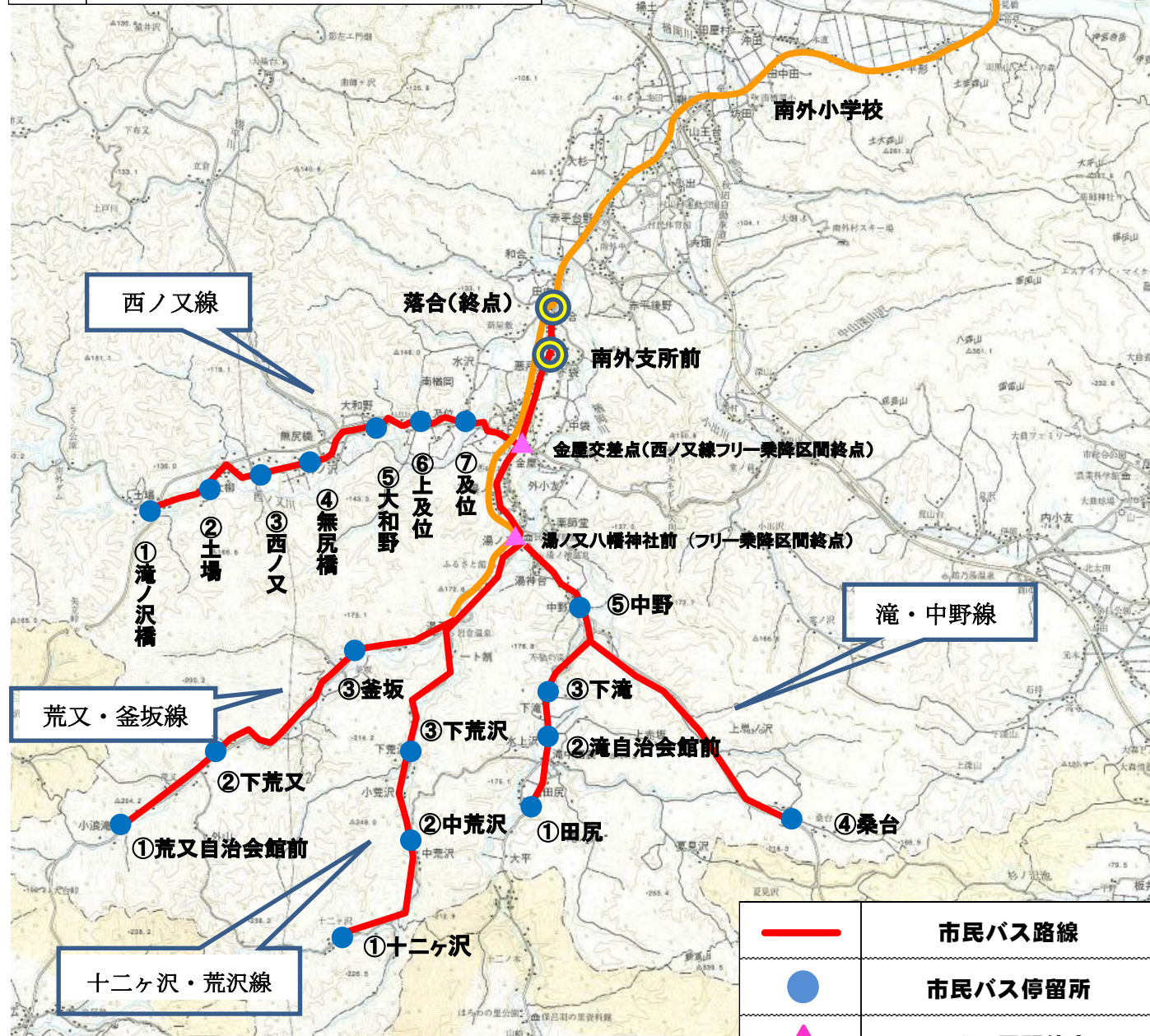
乗合タクシー
心像線

乗合タクシー
土川線

- 市民バス(田屋・九升田線)
- 市民バス(猿井沢・皆別当線)
- 市民バス(上戸川・白坂線)
- 乗合タクシー(強首・土川・心像)
- 市民バス・乗合タクシー共通
- コミュニティバス杉山田線

南外地域市民バス路線図

バス停	荒又・釜坂線	十二ヶ沢・荒沢線	滝・中野線	西ノ又線
①	荒又集会所前	十二ヶ沢	田尻	滝ノ沢橋
②	下荒又	中荒沢	滝集会所前	土場
③	釜坂	下荒沢	下滝	西ノ又
④	↓	↓	桑台	無尻橋
⑤	↓	↓	中野	大和野
⑥	↓	↓	↓	上及位
⑦	↓	↓	↓	及位
◎	南外支所			
◎	落 合			



大仙市住民共助交通支援事業について

令和7年6月

1. 経緯

近年、急速な高齢化の進行や運転免許返納者の増加により、日常生活に必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

一方で、地理的条件や、運転手不足、採算面の問題などにより、交通事業者による移動手段の確保が困難な地域もあり、従来の交通サービスだけでは、多様な移動ニーズに対応しきれていない現状となっている。

このような状況を踏まえ、地域住民同士の支え合いによる移動支援の仕組みを構築し、地域に根ざした持続可能な移動手段の確保を図るため、運行にかかる経費の一部を補助する制度を設けるものである。

2. 制度の概要

○目的

住民同士の支え合いによる移動支援に取り組む団体に対し補助を行うことで、地域のニーズに応じた持続可能な移動手段の確保を図る。

○補助対象団体

市内に活動拠点を置き、会則や規則等で団体名、代表者名、所在地、目的等を定めていること（例：自治会、NPO法人、地区コミュニティ会議 等）

○補助対象事業（次の要件を全て満たす事業）

- ・自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）又は無償運送であること
- ・安全対策、運行管理体制及び事故処理連絡体制が整備されていること
- ・大仙市地域公共交通活性化再生協議会において、住民共助による移動手段の確保が必要である旨の協議が整った地域で実施される事業であること

○補助対象経費

経費区分	内容例
燃料費	ガソリン代など
車両保険料	任意保険、自賠責保険など
講習会受講料	自家用有償旅客運送運転者講習料など
消耗品費	アルコールチェッカー、車両表示マグネットなど
車両リース料	日本カーシェアリング協会からのリースに限る

3. 期待される効果

- ・ 運転手不足が課題となる中、公共交通の新たな担い手を地域から確保することができる。
- ・ 交通事業者では対応が難しい地域において、柔軟かつきめ細かな移動支援が可能となる。
- ・ 点在する交通空白地域の解消が期待される。

令和 7 年度支援団体

団体名：NP0 法人南外さいかい市

南外地域にある NP0 法人南外さいかい市では、令和 6 年 9 月より、外小友地区の住民を市中心部の医療機関等へ送迎する移動支援を開始している。

この取組は、民間交通事業者の運転手不足が深刻化する中で、地域住民が主体となって運行を担うことにより、地域の実情に応じた移動ニーズに柔軟に対応できることが期待されることから、持続可能な地域交通の仕組みを構築するモデル事業として、大仙市住民共助交通支援事業の対象として支援を行うものである。

事業概要（予定）

○実施主体：NP0 法人南外さいかい市

○事業内容：

- ①南外地域外小友地区から市中心市街地までの移動支援
- ②南外地域外小友地区内の移動支援

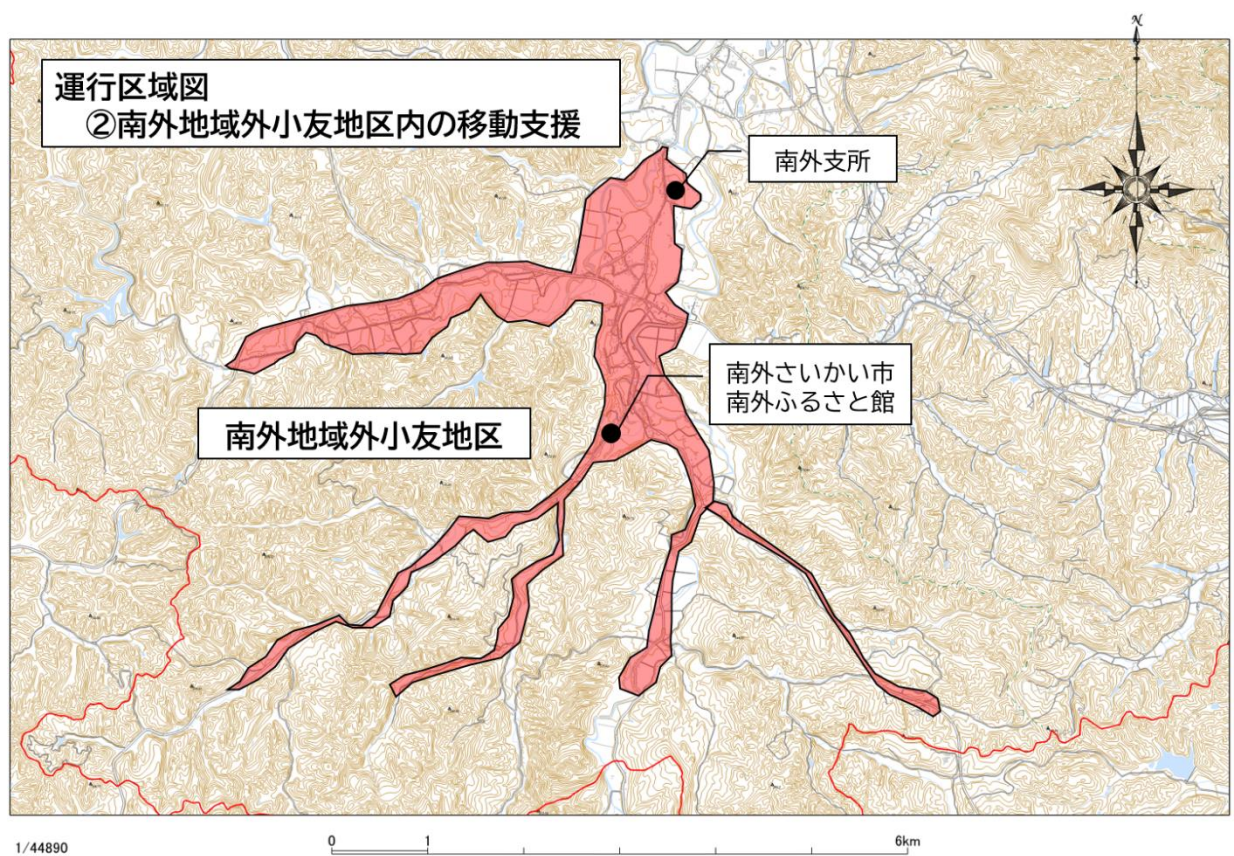
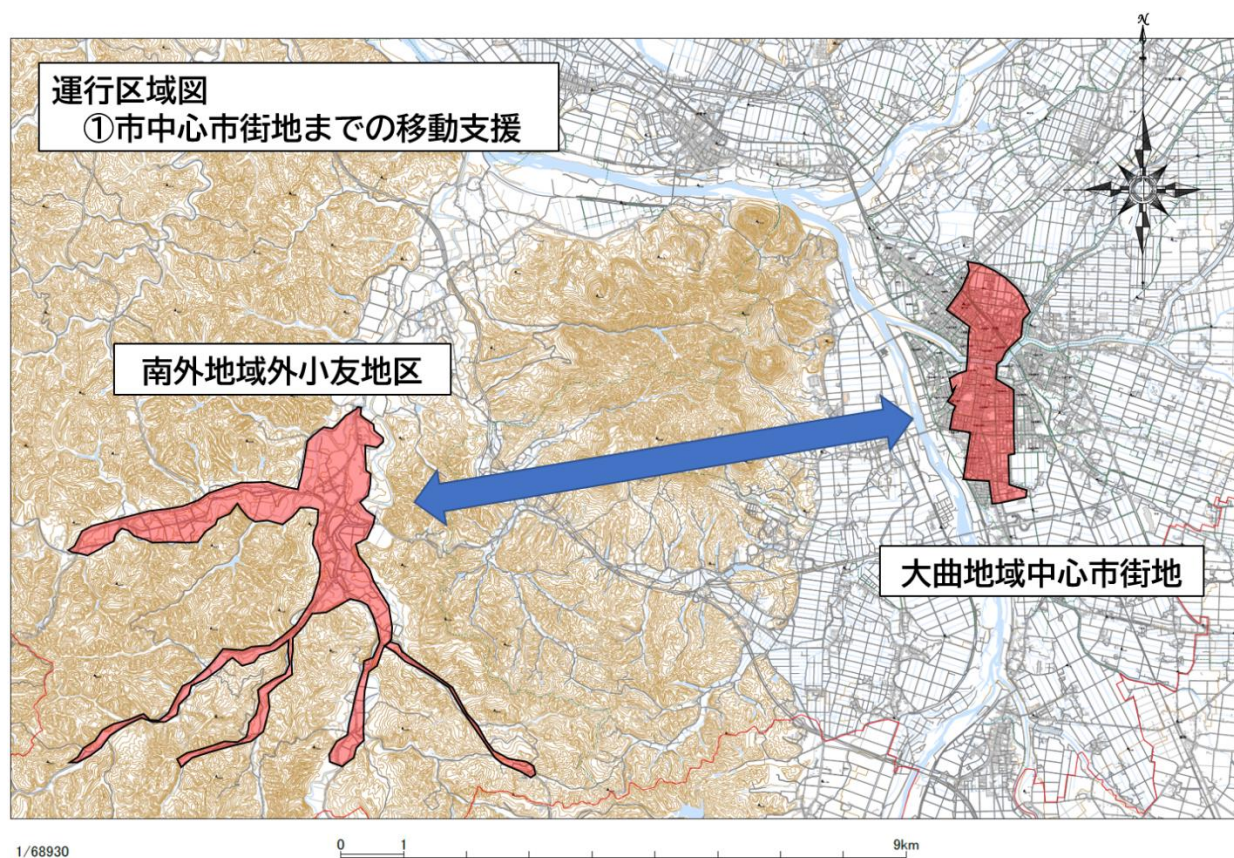
○対 象 者：南外地域外小友地区の住民

○実施地域：運行区域図（21 ページ参照）

○運行形態：無償運送（道路運送法の許可又は登録を要しない運送）

○運行実績（令和 6 年度）：

- ・ 令和 6 年 9 月から、毎週月曜日、市中心部の医療機関（厚生医療センター、中通病院、高橋久志眼科、あいクリニック 等）までの無償送迎を開始
- ・ 令和 7 年 4 月までに、延べ 28 名が利用
- ・ 乗換え不要で医療機関へ直接アクセスできることが好評
- ・ 財源確保や後継者育成が今後の課題



乗合タクシーの路線再編に向けた取組（案）について

令和7年6月

1. 乗合タクシーの概要

路線バス廃止に伴う代替交通や交通空白地域の解消を目的に、市内全地域で運行する予約制のタクシー。指定された停留所と地域中心地の間を運行する。

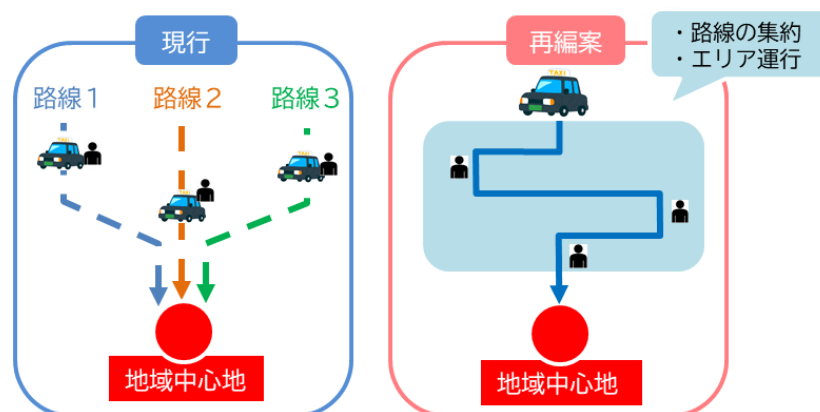
※神岡、西仙北、南外地域はドアツードア運行（自宅付近で乗降可能）。

2. 主な課題

- ・停留所が固定される運行では、自宅から停留所まで距離がある利用者にとってアクセスが不便であり利用しづらい。
- ・一部の特定利用者の繰り返し利用が多く、新規利用者の獲得が難しい。
- ・地域内に複数の路線が網目状に存在し、それぞれに車両・運転手・経費が必要となっているため、運行効率が低い。
- ・路線ごとに需要が分散し、単独利用が多いことから、乗り合いが成立しにくい。
- ・乗合率が低いことから、県の補助対象とならない路線が大半となっており、財政的な持続性に課題を抱えている。
- ・運転手不足が深刻で、安定的な運行体制の確保が困難。

3. 路線再編の方向性（案）

- ・地域内を運行する複数の路線を一体的に再編・集約し、可能な限り1台の車両でカバー可能な運行体系へ見直す。
- ・一定区域内で柔軟に対応できる「エリア運行」方式へと移行することで、ドアツードアに近い形で利便性の高い運行を実現する。
- ・必要に応じ、AI 技術を活用した配車システムを導入することでルート最適化を図る。



図：再編イメージ図

4. 期待される効果

- ・分散していた利用ニーズを集約することで、最小限の車両・人員・経費での運行が可能となる。
- ・利用者が集約されることで、乗合率（乗車密度）が向上し、県の補助要件を満たす路線となる可能性が高まる。
- ・停留所までの移動負担が軽減され、高齢者や交通弱者でも利用しやすい仕組みとなるとともに、新規利用者の増加が期待される。
- ・バス停や駅などの交通結節点へのアクセスが向上することで、乗り継ぎの利便性が高まり、他の公共交通機関の利用促進にもつながる。
- ・運転手不足が続く中でも、より持続可能な運行体制の構築が見込まれる。

5. 今後のスケジュール（案）

○令和7年度

- ・令和8年度からの一部地域での実証運行に向けた運行計画の策定（委託）
 - 実証運行を行う地域の選定と関係者との協議
 - 事業者ヒアリング、住民説明会の実施
 - 具体的な路線見直し案の作成

○令和8年度

- ・策定した運行計画に基づき、一部地域にて実証運行を開始

○令和9年度以降

- ・実証運行の評価・検証を実施
- ・成果を踏まえ、同様の課題を抱える他路線や、他の交通モードへの展開を検討